

- ⑦ 小型家電製品(家電リサイクル法による4品を除く)
- ⑥ ライター類
- ⑤ 傘(分解は不要です)
- ④ 硬質プラスチック類(バケツなど、プラスチック製品自体が商品であるもの。金属がついているものは出せません)
- ③ 蛍光灯、電球、鏡
- ② 乾電池、温度計(水銀含有物)
- ① 化粧品、ガラス類、陶磁器類(いずれも割れものを含む)

■実施日
10月の各地区ビンの日(1回のみ)
※午前8時までに出示してください

■回収場所
地区のごみ集積所
(地域が希望している集積所のみ)
※希望する地域は、当日の分別当番員を決めた上で、各町内会長・自治会長にお送りしている希望届出書を、7月19日(金)までに環境対策課または各支所に提出してください

■対象種類
①化粧品、ガラス類、陶磁器類(いずれも割れものを含む)
②乾電池、温度計(水銀含有物)
③蛍光灯、電球、鏡
④硬質プラスチック類(バケツなど、プラスチック製品自体が商品であるもの。金属がついているものは出せません)
⑤傘(分解は不要です)
⑥ライター類
⑦小型家電製品(家電リサイクル法による4品を除く)



CLOSE UP
環境

今年もやるぜよ!
粗大ごみ集積所回収!!

粗大ごみ集積所回収を、今年度も実施します(1回のみ)。受け入れ施設への持ち込みではなく、地区のごみ集積所へ出すことができます。この機会をぜひご利用ください。

■注意事項

- 対象種類ごとに市指定資源ごみ袋で分別してください。市指定ごみ袋に入りきらないものは出せません。
- 各集積所の分別当番員が分別を確認するまでは、袋の口を結ばずに出してください。分別確認後は袋の口を結んでください。
- 通常のビン類も出せますが、対象種類①の「化粧品、ガラス類、陶磁器類」とは分別してください。

普段のゴミ出しルール

- ①分別を徹底して
- ②市指定のゴミ袋に入れて
- ③袋の口をしっかりと結んで
- ④当日の朝8時までに
- ⑤指定のごみ集積所へ!

※資源の再利用と、きれいなゴミ集積所の利用をお願いします

問 環境対策課 ☎57-8508

CLOSE UP INFORMATION

CLOSE UP
国保

国保税には軽減制度があります

企業の倒産や解雇、雇い止めなどの理由で失業された方は、申請により国保税が軽減されます。



■申請方法

ハローワークで交付される「雇用保険受給資格者証」と印鑑を持参の上、税務収納課へ申請してください。

■所得の申告はお済みですか?

平成31年度の国保税は、前年(平成30年1月~12月)の所得などを基に算定されます。申告をしていないと、所得のない世帯や少ない世帯が受けられる軽減措置が受けられません。また、病院などで支払う自己負担の月額限度額が上位所得者での扱いとなります。しまします。

所得の申告がお済みでない方は、至急税務収納課まで申告をお願いします。

問 税務収納課 ☎57-8504

保険料の軽減措置
が変わります。

後期高齢者医療保険料は被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計して個人ごとに算定されています。

■保険料率の計算方法



保険料
一人あたりの
年間保険料

年額 54,394円

所得割額計算式
※賦課基準額 × 11.42%

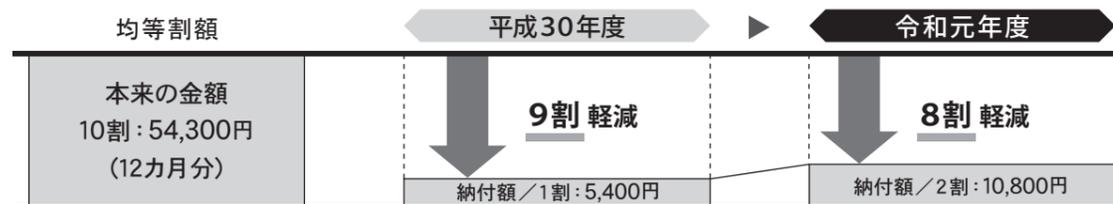
均等割
加入者全員が
等しく負担

所得割
所得に応じて
負担

※賦課基準額…総所得金額(公的年金等控除などを差し引いた額)から、基礎控除額(33万円)を引いた所得金額
※令和元年度の保険料の納入通知書は7月中旬に送付します

均等割が変更されます

年金収入が80万円以下の方 「9割軽減」から「8割軽減」に変更



- 世帯主および同じ世帯の加入者全員の前年中の総所得金額等の合計額が33万円以下、かつ同じ世帯の加入者全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない方が対象。
- 年金収入が80万円以下の方は他制度からの支援があります。
 - 介護保険料の負担がさらに軽減されます(同一世帯に課税者がいる場合は対象外)
 - 年金生活者支援給付金制度が始まり、基準額月5,000円が支給されます

加入前日まで社会保険等の被扶養者であった方 「5割軽減」から「加入後2年経過する月分まで5割軽減」に変更



(例/元被扶養者であった方で、平成31年3月以前に77歳に到達している方の場合)

- 3月以前に77歳に到達している方…世帯の所得が一定程度ある場合は、令和元年度から軽減は適用されません。
- 76歳以下の方…77歳に到達する月分まで、5割軽減されます。77歳になった翌月分からは、世帯の所得が一定程度ある場合は、軽減は適用されません。
- 障害認定の方…加入して24カ月目に到達する月分まで、5割軽減されます。25カ月分からは、世帯の所得が一定程度ある場合は、軽減は適用されません。